

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 「データセンターのゼロエミッション化・ 地域共生加速化事業」（二次公募）

【データセンター新設支援事業】

令和 8 年 9 月

ver.1

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

対象事業及び要件

1 データセンター新設支援事業【略称：新設】

地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に必要な再エネ設備・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO2型設備の導入を行う事業

以下に記載する要件をすべて満たすもの。

ア **自家消費型**又は**地産地消型**※の再生可能エネルギー発電設備を**新規に導入**し、データセンターの年間使用電力量に対して10%以上の再エネ電力量を供給すること。または年間300MWh以上の再エネ電力量を供給すること。

ポイント ※本事業における「**自家消費型**」又は「**地産地消型**」について
「**自家消費型**」とは・・・データセンターの同一敷地内に再生可能エネルギー設備を設置して
当該設備が発電した電力を当該データセンターに供給する形態
「**地産地消型**」とは・・・データセンターの敷地外に再生可能エネルギー設備を設置して
当該設備が発電した電力を自営線を介して当該データセンターに供給する形態

ポイント「新規に再エネ発電設備を導入する場合」

系統を介したオフサイトの再エネ発電設備電力供給量を再エネ電力量として算定することを認める。
但し、オフサイトの再エネ発電設備及びその付帯設備等については、補助対象外とする。なお、新規導入する再エネ発電設備とは原則公募開始日以降に設備導入が開始された設備を指すものとする。

「**新規導入する再エネ発電設備の発電電力の一部を当該データセンター以外の需要設備等へ供給する場合**」
再エネ設備の新規導入の要件は満たすことになるものの、該当の再エネ発電設備及びその付帯設備等は補助対象外とする。

対象事業及び要件

1 データセンター新設支援事業【略称：新設】

地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に必要な再エネ・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO2型設備の導入を行う事業

以下に記載する要件をすべて満たすもの。

- イ 新規に導入した再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギーの変動調整機能を持つ設備から系統への逆潮流を行わないこと。
- ウ 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。
- エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。
- オ **太陽電池モジュールを建物等に設置する場合に、設置場所の耐荷重※1が10kg/m²以下でないこと。**

※1 ここでの耐荷重とは、設置場所での積載荷重等を基準とし、既存の設置物等を考慮した上での、追加的に許容される荷重

対象事業及び要件

1 データセンター新設支援事業【略称：新設】

地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に必要な再エネ・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO2型設備の導入を行う事業

力 補助事業者以外の者が再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下表に定める情報について、公表することに同意すること。

情報の属性	公表を予定している情報
定量情報	・ データセンターの使用電力中の再生可能エネルギー由来電力率 ・ 本補助事業によるCO2削減量 ・ 導入発電設備の定格出力
定性情報	・ 事業者名（共同実施者も含む） ・ データセンター事業の概要 ・ データセンターの所在する都道府県名

※なお、環境省及び協会との協議に応じて、上表以外の情報の公表及び根拠となる資料の提出を求めることがあります。

地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に必要なかつ当該事業にのみ利用する設備に限る。

ア 再生可能エネルギーの使用に係る設備※2、※3 及びその付帯設備

ポイント ※2 当該設備から系統への逆潮流を行わないこと

※3 再生可能エネルギーの使用に係る設備の定義

再生可能エネルギー由来の 発電設備 とは	・太陽光発電※6、※7 ・風力発電 ・水力発電 ・地熱発電 ・バイオマス発電（依存率が発電量ベースで60%以上）
再生可能エネルギー由来の 熱利用設備 とは	・温度差エネルギー利用※4 （地中熱、温泉熱、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱等） *この設備によって削減できるデータセンターの電力使用量についても、要件アの供給量に計上してよい。

※4 温度差エネルギー利用設備の要件については公募要領p. 11をご参照ください。

※6 原則として、令和8年度に太陽電池モジュール（太陽光パネル）を導入購入及び設置工事するものに限りま
す。なお、設置対象施設にオンサイトで導入する場合は、令和8年度に太陽電池モジュールを購入し、令和9
年度以降に太陽電池モジュールを設置工事するものも可とします。

補助対象設備

公募要領 p.10-p.13

地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に必要なかつ当該事業にのみ利用する設備に限る。

イ 再生可能エネルギーの変動調整機能※2、※5、※7及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等）

ポイント ※2 当該設備から系統への逆潮流を行わないこと

※5 再生可能エネルギーの変動調整機能の定義

再生可能エネルギーの変動調整機能とは

- ・蓄電システム※7
- ・蓄熱システム
- ・エネルギーマネジメント（EMS）機器※7

※7 太陽光発電設備、蓄電システム、EMSなどを導入し、それらがIP通信機能を有する場合、セキュリティ対策としてJC-STAR適合ラベル取得製品を使用すること。

ウ データセンターの高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備

エ 電力供給に必要な設備（配電線、受変電設備、自営線等）

補助金の交付額

補助率 3分の1

補助金の上限は 1 事業10億円。各年度 5 億円

＊ 補助上限額は、1 事業につき3年間で10億円以内とする。
ただし、各年度における交付額は5億円を上限とする。

補助事業期間

原則3年度以内

本年度の補助事業の実施期間は、
交付決定日 から 令和 9 年 2 月 28 日（日）迄です。

更新履歴

更新日	頁	項目	更新内容
令和8年 9月17日初版			